加え，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔公民的分野〕の３(5)ア(ｲ)の規定は適用せず，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔公民的分野〕の３(5)ア(ｱ)のうち「領土（領海，領空を含む。），国家主権」に関する規定を適用するものとする。

(2) 平成31年度の第１学年及び平成32年度の第１学年並びに第２学年における社会の指導に当たっては，次のアからカまでのとおりとする。

ア　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕及び現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第２節第３の１(2)の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第２章第２節第３の１(3)の規定により，授業時数を両分野に適切に配当するものとする。

イ　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕の２(1)ウに規定する事項に現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕の２(1)エのうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し，世界の地理的認識を深めさせる」の部分の規定に係る事項を加え，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕の３(3)エの規定を適用するものし，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕の２(1)エに規定する事項を省略するものとする。

ウ　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の２(2)アのうち「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項については，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定は適用せず，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定を適用するものとする。

エ　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の２(3)アに規定する事項に，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の２Ｂ(2)ア(ｱ)のうち「元寇（げんこう）がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(3)イのうち「ユーラシアの変化」に関する規定を適用するものとする。

オ　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の２(4)アのうち「ヨーロッパ人来航の背景」の部分の規定に係る事項については，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(5)アのうち「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定は適用せず，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(3)ウのうち「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定を適用するものとする。

カ　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の２(5)アのうち「市民革命」の部分の規定に係る事項については，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(6)アのうち「市民革命」に関する規定は適用せず，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(4)アのうち「市民革命」に関する規定を適用するものとする。

4　数学

(1) 次の表の第１欄に掲げる年度の同表の第２欄に掲げる学年の数学の指導に当たっては，それぞれ，現行中学校学習指導要領第２章第３節第２に規定する事項のうち同表の第２欄に掲げる学年に係る同表の第３欄に掲げる事項に，新中学校学習指導要領第２章第３節第２に規定する事項のうち同表の第２欄に掲げる学年に係る同表の第４欄に掲げる事項を加え，新中学校学習指導要領第２章第３節第２の規定のうち同学年に係る同表の第５欄に掲げる規定を適用するものとする。

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
平成31年度	第１学年	２Ａ(1)		３(1)のうち「素数の積」に関する部分
		２Ｄ(1)	２Ｄ〔用語・記号〕のうち「累積度数」	
平成32年度	第１学年	２Ａ(1)		３(1)のうち「素数の積」に関する部分